

# 2019プレミアム商品券取扱概要

## ( 取扱店用 )

### 概要

- 発行総額 3億4千5百万円 プレミアム分25%  
発行日 令和元年10月1日(火)  
販売 玉名市内郵便局15箇所及び協同組合たまなスタンプ会事務所  
取扱期間 発行日から令和2年2月29日(土)まで(取扱期間終了後は、商品券での販売はできません。)  
発行券 5千円セット(500円券×10枚)を発行  
購入者 玉名市より購入引換券を配布された方(3歳半未満の子育て世帯、低所得者)  
商品券での取扱ができない品目

- ①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ②株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- ③事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い
- ④ギャンブル性の高いサービス等
- ⑤国や地方公共団体への支払い
- ⑥「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ⑦たばこ事業法(昭和59年8月10日法律内68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑧商品券の交換又は売買
- ⑨現金との交換、金融機関への預け入れ

※商品券の取扱時には、つり銭は出さないでください。

### 取扱店登録

#### 登録要件

玉名市内の店舗および事業所 【登録無料】※支店等お持ちの方は、支店ごとの登録をお願いします。

#### 登録方法

「2019プレミアム商品券取扱店登録申請書兼同意書」にご記入の上、事務局へ登録。

8月21日(水)取扱店登録者説明会にて、「取扱店登録証明書」「ポスター」「ステッカー」を交付します。

#### 登録期間

令和元年7月10日(水)～8月9日(金)

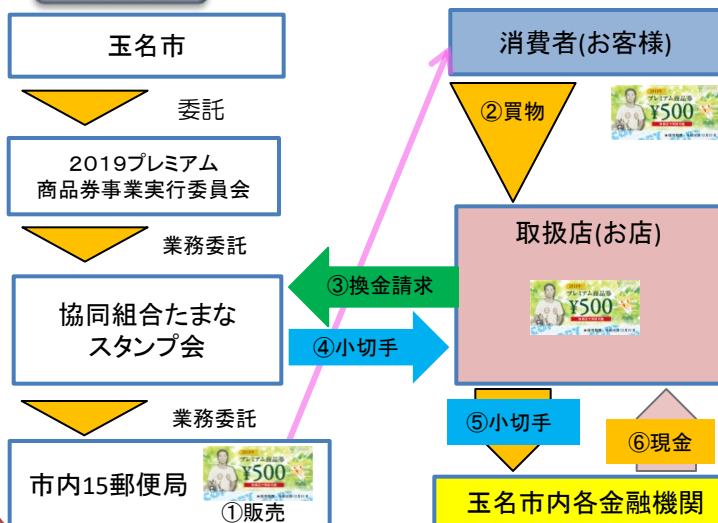
※取扱店一覧パンフ掲載の為、登録期限厳守。

換金手数料は、無料。

商品券取扱店申請は、(協)たまなスタンプ会まで

取扱店登録申請書兼同意書を記入後提出  
FAX 74-5586でも可

### 流れ



### 換金

- 小切手で換金します。
- 期間：令和元年10月1日(火)～令和2年3月10日(火)
- 場所：協同組合たまなスタンプ会  
住所 玉名市中1935-1
- 電話 0968-74-0086 fax 74-5586
- 換金日：平日(月～金)9時～17時  
祝祭日除く

